

防府市民生委員推薦会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号（以下「法」という。）第8条及び同法施行令（昭和23年政令第226号（以下「令」という。）第7条の規定に基づき、防府市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数及びその他推薦会に関し必要な事項を定める。

(定数)

第2条 推薦会の委員は、本市の実情に通じる者であつて、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ1人を市長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に關係のある者
- (4) 防府市の区域を単位とする社会福祉関係の団体の代表者
- (5) 教育に關係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験のある者

(役員の定数及び選任)

第3条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人 委員の互選とする。
- (2) 副委員長 1人 委員の互選とする。

(推薦会役員・委員の任期)

第4条 推荐会役員及び委員の任期は3年とする。ただし、後任の役員・委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推薦会の交付金)

第5条 市長は、一斉改選の年度に予算の範囲内において、事務費を推薦会へ交付する。推薦会は地区推薦準備会にその額を再交付するものとする。

(交付金の申請)

第6条 前条の規定による交付金を申請するときは、交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付金の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付することが適當であると認めるときは、通知書により通知し、交付する。

(庶務)

第8条 推薦会に幹事3人及び書記3人を置き、市長が健康福祉部社会福祉課職員のうちから任命する。

(地区準備会の設置)

第9条 民生委員推薦事務を円滑に行うため、地区民生委員児童委員協議会の単位毎に地区民生委員推薦準備会（以下「地区準備会」という。）を設置する。

(地区準備会の業務)

第10条 地区準備会は、推薦会の指示に従い、県知事が定める地区民生委員定数に基づき、推薦会に対し民生委員児童委員候補者を推薦する。

2 前項の推薦は、法第6条に示す民生委員として適當である者について、これを行う。

(地区準備会の定数)

第11条 地区準備会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、原則それぞれ2人以内で構成するものとする。ただし、地区の実情により、最大定数の範囲内で調整することは、さしつかえないものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉に關係のある者
- (3) 教育に關係のある者
- (4) 自治会(町内会)の代表者
- (5) 学識経験のある者

(地区準備会委員の任期)

第12条 地区準備会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(地区準備会の委員長)

第13条 地区準備会に委員長1人を置くものとし、委員の内から適任者を選出する。ただし、第11条第1項第1号の職にある者は委員長になることはできない。

- 2 地区準備会の委員長は、会務を総理する。
- 3 地区準備会の委員長に事故あるときは、あらかじめ地区準備会の指定する委員がその職務を代理する。

(地区準備会の召集)

第 14 条 地区準備会の委員長は、地区準備会を召集し、その議長となる。

- 2 地区準備会は、委員の半数以上の出席により議事を決することができる。
- 3 地区準備会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは議長がこれを決する。

(会議の非公開)

第 15 条 推薦会及び地区準備会の会議は非公開とする。

- 2 推薦会及び地区準備会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 3 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 3 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。